

伊勢湾港湾機能継続計画検討会議(第3回)における課題と主な意見について

■伊勢湾港湾機能継続計画

課題と主な意見	対応	ページ
<p>4 伊勢湾の広域連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携体制構成員は、誰とするのか。 ・発災時に構成員が参集することが難しいのではないか。(名古屋港管理組合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携体制の構成員は、伊勢湾港湾機能継続検討会議の構成員とする ・原則、代理も含め参集頂くことで考えているが、参集不可能な場合も想定できるので、優先順位の設定フローに基づき判断し、構成員に FAX, メールなどの通信手段により照会することを考えている 	<p>P5 広域連携体制の構築 P9~11 優先順位の設定 (本編) P10, 14~16</p>
<p>5-3 資機材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフの場合、全国的に資機材が不足することが予想され、災害協定団体だけでは、円滑に資機材を調達することは難しいため、整備局や港湾管理者の協力をお願いしたい。(港湾空港総合技術センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材調達は、本省や災害協定団体の本部が中心に調整することになる。被災情報や資機材情報が必要であるため、災害協定団体には、当局の災害対策本部(港湾空港部)に情報連絡員を派遣頂き、情報を共有し、本省、本部へ迅速に情報提供できる体制を図っていくことで考えている。 	<p>P13 資機材の調達 P13 包括協定書の締結 (本編)P33~35</p>
<p>5-3 包括協定(資機材の調達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害協定に基づく作業実施部隊への出動要請が輻輳しないよう、一元化を図るための包括協定を要望している。 ・災害協定の実施にあたり、災害対策本部の情報共有について、連絡員の派遣など体制を検討して欲しい。(日本埋立浚渫協会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度内を目処に中部地方整備局、港湾管理者、既存災害協定を締結している災害協定団体と包括協定の協議を進めています。 併せて、連絡員の派遣についても包括協定の中に盛り込むことで、検討している。 	<p>P13 包括協定書の締結 (本編)P35</p>
<p>5-4 揚収物の仮置・保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価物(自動車、船舶、コンテナ、漁具)の処理方法について 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策指針(H26.3 環境省)、東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理計画(H23.11 農水省、国交省、環境省)、漁業系廃棄物処理ガイドライン(H3.12 環境省)及び東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)(H23.4 環境省)に基づき、有価物(自動車、船舶、コンテナ、漁具)の保管方法や処理方法を整理した。 	<p>P16-18 有価物の保管方法、処理方法 (本編)P42~46</p>

<p>5-5 緊急物資輸送体制の確保 ・自衛隊、警察、消防等の輸送体制の確保について</p>	<p>・発災直後、北海道や東北の部隊がフェリーを利用して日本海側より、被災地へ展開する。 ・航路啓開が進めば太平洋側港湾の利用し緊急物資輸送を行う。そのためには、港湾の啓開情報や自衛隊の体制情報が必要であり、連絡体制を確保した。</p>	<p>P21 自衛隊の災害輸送体制 (本編)P50</p>
<p>・中部運輸局との連携、緊急物資輸送体制の確保について</p>	<p>・中部運輸局が取り組んでいる「災害に強い物流システムの構築」(多様な輸送手段を活用した支援物資物流システムの構築に関する協議会)の検討において、国、自治体からの要請による支援物資輸送における関係者間の調整事項や共有すべき情報を整理し、連携体制を確立する。</p>	<p>P20 災害に強い物流システムの構築との連携 (本編)P49</p>
<p>5-6 燃料油輸送体制の確保 ・燃料油輸送体制の確保について</p>	<p>航路啓開目標(1週間程度) ・内航タンカーを活用した海上受入の再開が想定されるため、被災していない製油所・油槽所に通ずる航路啓開を行う必要がある。</p>	<p>P24 製油所・油槽所へのアンケート、ヒアリング結果 (本編)P51～53</p>
<p>5-7 電力・都市ガス輸送体制の確保 ・電気、ガス等のインフラを考慮すべきと考えるが、どの様に考えているのか。(東海商工会議所連合会)</p>	<p>・電気・ガスのインフラについてヒアリングさせて頂き優先順位設定の条件として整理した。</p>	<p>P25-26 電力・都市ガス輸送体制の確保 (本編)P54～55</p>
<p>5-8 代替機能の確保 ・代替輸送について</p>	<p>・災害の代替輸送については、北陸地域の情報発信サイト(北陸広域バックアップ体制 web)において発信するコンテナ定期航路情報、道路交通情報、港湾物流事業者等情報を活用する。</p>	<p>P27 代替機能の確保 (本編)P56～57</p>
<p>6 港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有 ・関係者間の連絡体制の整理 ・連絡体制一覧表の作成</p>	<p>・災害時の岸壁の使用可否、暫定供用、復旧状況、船舶の交通制限等の情報を掲載した利用者への情報共有ポータルサイトを中部地方整備局HP内に開設する。 ・また、情報共有のための連絡体制一覧表を作成後、別途、送付します。</p>	<p>P28 情報の共有、機能回復情報の発信 (本編)P63</p>

■緊急確保航路等航路啓開計画

課題	対応	ページ
<p>2 航路啓開の実施体制と手順 ・円滑な作業調整及び作業許可の迅速化について</p>	<p>・発災後の作業許可等の弾力的かつ臨機応変な運用を図るため、発災時簡易作業許可申請書について、第四管区海上保安本部と協議を実施。</p>	<p>P8 円滑な作業調整及び作業許可の迅速化 (本編)P12</p>
<p>3 被害状況調査計画 ・被害状況調査に伴う情報共有、調査内容について</p>	<p>・津波警報発令等により沿岸域での現地調査が出来ない場合に、岸壁の供用可否判定システム、津波ハザードマップや漂流予測システムにより、岸壁復旧、航路啓開の迅速化を図ります。</p>	<p>P10 被害状況の早期把握 (本編)P15～16</p>
<p>6 応急公用負担権限の行使手続き ・応急措置の代行についての支援要請のフロー等について</p>	<p>・災害対策基本法及び港湾法に基づいて、応急措置の代行又は、応援が可能であると整理した。</p>	<p>P18 応急措置の代行 (本編)P31～32</p>